

## 議 事 日 程

令和2年5月15日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第28号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第2号）

---

### 出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	神戸誠
参事	桂川憲生	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	村雲修	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	保健福祉課長	安江透雄
診療所事務局長	河田孝	会計管理者	今井英樹

---

### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	居石浩之
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和2年第3回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

◎議案第28号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第3、議案第28号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第28号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。令和2年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,333万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,279万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年5月15日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書の説明を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきますので、お願いいたします。

7ページでございます。

## 2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額は814万2,000円の追加でございます。普通交付税を追加しまして、収支のバランスを取るものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額は2億2,250万円の追加でございます。説明欄を御覧いただきまして、先ほどお話がありました1人10万円が支給される特別定額給付金事業の補助金のほうで2億1,950万円。これにつきましては、国からの内示額でございます。その事務費の補助金として300万でございます。これも国からの内示額でございます。

3目民生費国庫補助金、補正額は269万3,000円の追加でございます。こちらは、児童手当に1万円上乘せる事業で、説明欄を御覧いただきまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金として200万円、これも国からの内示額でございます。その事務費の補助金として69万3,000円、こちらはシステム改修等の分でございます。こちらも国からの内示額でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、8ページの歳出をお願いします。

## 3. 歳出。

2款1項13目新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額は2億3,058万3,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業ということで445万3,000円の追加をお願いするものでございます。まず、需用費の事業系消耗品費につきましては、マスクのほうを村の備蓄等々の分としまして3万枚ほど購入させていただきたいと思っております。また、消毒液等を噴霧します超音波噴霧器につきまして、20台の購入を予定しております。小・中学校の教室、それから保育園の教室、こちらの議場等とかに設置する予定でございます。それともう一点は、今後大雨とか降りますと避難所が開設されますので、避難所への感染予防としまして間仕切りのパーティションを10セット購入させていただきたいと思っております。それが内訳になっています。役務費の郵便料につきましては、24万円の追加をお願いしたいと思っております。こちらにつきましては、各種資料の郵送料でございます。広告料で新聞折り込み1万2,000円につきましては、広報等で活用するように1万2,000円でございます。

財源のほうでございますが、一般財源で全部見ておりますけれども、こちらのほうは特別交付税措置がありますので、そちらを充てさせていただく予定としております。

次に、特別定額給付金事業で2億2,253万円の追加をお願いするものでございます。こちらのほうは、2億2,250万円の国庫補助につきまして、一般財源は3万円の利用でございます。中身ですけれども、報酬のほうで会計年度任用職員の報酬ということで3か月分で71万6,000円。現在わくわくスポットで受付事務をやっていただける方の人件費でございます。需用費の事務用消耗品につきましては、申請書等の用紙等ということで25万4,000円。役務費の郵便料につきましては、29万1,000円ということで、こちらのほうは村から発送する分と返信いただく分の費用を予定しております。こちらのほうは新聞折り込み料1万4,000円につきましては、受付期間が8月末までで非常

に長いので、途中で啓発の折り込み等を考えておりますので、その費用を予定しております。委託料につきましては、システム改修等が必要でございますので、電算処理の委託料で172万5,000円の追加をお願いするものでございます。使用料及び賃借料のコピー機のほうですけれども、わくわくスポットのほうで身分証明書等々のコピーが必要ですので、そのコピー機をリースする費用で3万円でございます。こちらの3か月分の費用でございます。補助金のほうでございますが、特別定額給付金ということで2億1,950万円。こちらのほうは、4月27日基準で東白川村に住所のある方に対して支払うものでございます。この額につきましては、概算で国のほうから示されたもので予算計上させていただいております。

その下、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業ということで360万円の追加をお願いするものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

中身については、先ほど村長から御説明があったとおりでございます。

まず、負担金。これは県が休業要請された事業者について、4月18日から5月6日まで休業されたところに対して50万円支払いますので、その中の3分の1を村が負担金として支出するものでございます。予算額は300万円でございます。この額につきましては、県が示した費用ということで多分現状ではここまでは行かないともんでいますけれども、県から指示がありましたので、300万円の予算を立てさせていただきました。

補助金につきましては、こちらの村単で支払うもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ということで60万円の補助金を予定しております。これにつきましては、1施設20万円ということで先ほどお話がありましたNPO法人青空見聞塾につきましては宮代オートキャンプ場の分とサビロ谷のマス釣り場の分、それからもう一件、ペットのトリミングをやってみえるクッキーという事業所がありまして、そちらのほうは本来、県の協力金のほうの対象になるわけでありましたが、説明会を行った折の県の資料につきまして、面積要件でこちらの事業所が休業要請の事業所には当たらないという資料を県が示してまいりましたので、これで説明を行った後に県が面積要件を取り払って小さな事業所でも対象にするということの後から言ってきましたので、その間の間に営業されておりましたので、県のほうに救済をお願いしましたけれども、救済できなかったということで村のほうで今回協力金として補正させていただくものでございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費のほうは、補正額は269万3,000円ということでこちらのほうにつきましては全額国庫補助でございます。説明欄を御覧いただきまして、子育て世帯臨時特例給付金事業で委託料のほうが69万3,000円、システム改修の費用でございます。補助金につきましては、200万円ということでいずれも国からの内示額で予算計上させていただいております。

10款1項2目事務局費、教育委員会の事務局費でございます。補正額は5万9,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄を見ていただきまして、10ページのほうを見ていただきますと、学校給食費返還事業違約金ということで5万9,000円の予算計上でございます。これにつきましては、3月分の学校給食における牛乳の分について協定が出されておりました、違約金が発生したた

めに追加をお願いするものでございます。この協定につきましては、パン、それから麺、御飯につきましても同様に違約金が発生するような状況でございますが、こちらのほうは中津川市が一括で支払うということで、今回は村のほうは牛乳のみの予算計上とさせていただきます。

ちなみに、牛乳につきましては、加茂郡で1業者、中津川市で1業者という形で別の業者になっている関係で、中津川市の事業者とは違う関係で、今回村のほうは違約金を5万9,000円予算計上させていただくものでございます。内容につきましては、こちらの4分の3が特別交付税の措置がされる内容になっております。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

9ページのところにある補助金のところですが、先ほど村長からの説明もあったんですが、村単で行う新型コロナウイルス拡大防止協力金1施設20万円のことで少しお伺いしたいんですが、20万にした理由をまずお知らせください。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

20万円の基準につきましては、県の協力に対する村の負担分が3分の1ということで、いろいろ県のほうの事業を計算させていただいたところ、50万の3分の1ですので16万7,000円ほどになると思うんですけれども、その分と急遽お願いしたことも含めまして20万円程度というふうで予算をさせていただきました。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

20万がこうやって決められたことは分かるのですが、1施設、トリミングのほうに関しては最初対象じゃなかったというところで営業されてしまったということで、後から営業をやめられてこの県の補助金は使えず、村が補助金を出す。

ただ、このNPOの2つに関しては、4月25日土曜日なんですけど、すごい苦情を村民の方が言ってみえまして、この苦情に対して何を村民の方が言っているかという、みんなが頑張っているのにNPOは何をしておるんやと、村は何をしておるんやという話をされました。一番の原因は、NPOという団体は非営利団体、もうけてもいいんですけど、配当はできない。ただ、社会的貢献を目標にした団体であって、村民に害があることをしてはいけないと思うんですけれども、そこに

関して補助金を出すということに村民はこれ理解できるのかということをし少し思うのですが、それと同時に県のほうは1事業者に対して1つなのに、村のほうは1施設となっているので、この基準に関して統一したほうがいいのではなかったのかということをしちょっと疑問に思いますので、説明をお願いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

4番議員の思いは半分ぐらい私も思うわけでなんですが、最初宮代オートキャンプ場については村有施設でございますし、委託をお願いしている施設ですので、閉めるように要請をしたところでございますけれど、県のほうも屋外施設については、休業要請施設にはしないということでしたので、もちろん権限もございませんので、要請だけはさせていただいたんですが、予約が入っているもので、そのところを向こうの言い分ですと村が認めたというような言い回しをされたわけですけど、そうではないよ、聞きおくだけですよということをやむを得ず今おっしゃったような事態になったということだという経過であります。許認可の営業に対しての強制力は持っていませんので、一応要請だけはさせていただいたという形でございます。

しかし、先ほどおっしゃったとおりの反響が村民の皆さんからあったということもあって、冒頭の挨拶で申し上げましたように、緊急避難的にどうしたら休んでいただけますか、予約の方々に断っていただけますかというようなことの交渉を総務課長中心に何回もやっていただいて、実は要求はもっと大きかったわけです。去年の売上げに対して何%だとか、予約金を全部営業として取ったらいかがかとか、そういう話もありながら先ほどのような基準で考えて、とにかく休んでいただきたい村民の感情ですので、これは議長に押しつけるわけではございませんけれども、議長もお話をしていただいたら、議会からも村に要請してくれと、休業協力金があったら休むからというお話でしたので、これは議会を開いて相談するわけにもいきませんので、私の判断で2事業所にしないとそれぞれがいわゆる、NPOの存在価値とかそういうことはちょっと置いておいて、あのときに村外からのお客様がたくさん来ている状態を回避するためには、2つの事業所を閉めてもらわないと納得はできないという判断でしたので、これは何回も言いますが、緊急措置でお願いしたいということでもあります。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

もし、それがなかったらやめてもらえずに今でも続けられていて、村にコロナウイルスが入っていたということもあり得るので、仕方がない判断だったかなあと思っていますので、これで了解したいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

同じ協力金の事業についての確認的な質問になりますけれども、県のほうの事業に協力するという形で村のほうが3分の1負担ということで、これだけの大きな支出になったわけですが、県のほうとしてこの財政に対しての今後の何らかの手当てがあるような説明があるかどうか、これは村としてこれだけ負担して終わりという施策で終わりということか、その辺をお答えいただきたいです。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

今、確認が取れているところで、県の負担金については特別交付税措置があるというふうに確認しておりますので、村の一般財源からの支出というふうではなくて、国からのお金で賄えるというふうに思っております。もう一点、村単の協力金につきましてはちょっと今確認中ですので、これについては、ひょっとしたら一般財源という可能性もあると思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

もしかして、村の協力金についてもひょっとしたら交付税的な措置が行われているかもしれない可能性の中で、もう一度質問を加えますけれども、先ほど県の落ち度といっちはなんですけど、説明資料の不備によって本来でしたら50万円を受け取れるはずだった企業が20万円という、これだけでも先ほど村のほうの手当てしていただいたおかげで、ゼロか100かという事業でしたので、20万円受け取られて本当にありがたいことだと思います。ただし、3分の1はもともと村が負担すべき点だったところを加味しますと、20万という数字は本当に非常にありがたい数字だと思いますが、あえてこれを50万のほうにもう少し近づけるというお考えというか、そういうことというのはどうだったのかということだけちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど4番議員の質問でもお答えしたように、私が判断した数字でございます。県の制度のことについては、とにかく緊急的に、特にクラスターが発生するようなところを止めたいということで50万という他の都府県にも増しての措置が行われたわけですが、じゃあこの前の臨時会の際にも

お話をしたように、その期間休んだだけで50万の利益があるかどうかという、そういう事業規模でないところでも業種によって50万というようなちょっと大きい網がかかった事業でしたので、これに対しての賛否両論というのはいろいろ出てくる状況だと。でも、村の場合はなるべく、何といえますか、現実に近い形で補償したいという思いで計算をさせてもらったのが、先ほどの20万円と。その事業の大きさ云々はいろいろありますので、それぞれ個別によって変わるわけですけど、こっちが10万で、こっちが20万というのもちょっと村単としてもおかしい、公平性に欠けるだろうということでも県も一律50万ということでしたので、片方が先ほどの計算で20万でしたので、こちらも20万にしたということでもあります。

**○議長（樋口春市君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第28号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

**◎閉会の宣告**

**○議長（樋口春市君）**

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時04分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員